

令和 4（2022）年度  
栃 木 県 議 会

生活保健福祉委員会  
報告事項資料

・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次改定版）について

（人権・青少年男女参画課）

1 ページ

令和 4（2022）年 4 月 19 日  
県 民 生 活 部

# 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (第4次改定版)」について

県民生活部 人権・青少年男女参画課

## 1 計画の概要

### (1) 策定の趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次改定版)」の計画期間(平成29(2017)年度～令和3(2021)年度)が終了するため、第4次改定版を策定するもの

### (2) 性格及び役割

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく都道府県基本計画であり、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を踏まえたもの
- ・栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」の「くらしの安全・安心向上プロジェクト」の重点的取組の一つに位置づけられたもの
- ・とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕との整合性を図り、DVの防止及び被害者の保護等の基本的方向性を示すもの
- ・SDGs(持続可能な開発目標)のゴール5「ジェンダー平等」及びゴール16「平和と公正をすべての人に」などと理念を共有するもの

### (3) 計画期間

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間

### (4) 計画の策定体制

DV対策の施策に係る学識経験者や弁護士、ソーシャルワーカー、民間支援団体、関係機関、市等で構成する「策定委員会」を設置し、協議検討。

## 2 改定の主なポイント

3つの「基本目標」のもと、この5年間の新たな動きや本県の対応すべき課題を踏まえ、当計画期間中において、重点的な取組に関する今後の方向性を示した。

### ○ 基本目標及び重点取組

基本目標	重点取組
(1) DVを許さない社会づくりの推進	・全ての県民を対象としたDVに関する正しい理解の促進 ・DVの加害者、被害者、傍観者にならないための啓発の強化 ・デートDVや性暴力被害防止のための若年層への教育の強化
(2) DV被害者支援対策の充実	・被害者を早期発見し、相談窓口へつなぐ取組の強化 ・様々な困難を抱える被害者一人ひとりに寄り添った支援の充実 ・被害者のこころの回復支援の充実
(3) DV対策の推進体制の充実	・DVと児童虐待との関連を踏まえた児童相談所や市町との連携強化 ・相談員等の資質向上に向けた研修の充実